

# 居宅介護支援事業所 アトラス青葉

## <重要事項説明書>

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(松山市指定 第3870108499号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者について	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用方法	6
7. 事故発生時の対応	7
8. プライバシーの保護	7
9. ハラスメント対策について	7
10. 身体拘束について	8
11. 感染症の予防及びまん延防止のための措置	8
12. 虐待の防止について	8
13. 苦情の受付について	9

## 1. 事業者について

法人名	株式会社 ユニケア
法人所在地	愛媛県松山市小川甲82番地
電話番号	089-994-7120
代表者氏名	代表取締役 三好 輝

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業の目的	事業所の介護支援専門員が、ご利用者の意思及び心身の状況に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるように配慮し、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。
事業所の名称	居宅介護支援事業所 アトラス青葉
事業所の所在地	愛媛県松山市小川甲82番地
事業所の電話番号	089-908-7321
介護保険指定番号	3870108499
管理者氏名	田村 やよい
事業所の運営方針	事業所の職員は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってご利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行います。
開設年月	平成23年11月16日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

### (1) 通常の事業の実施地域

松山市および今治市菊間町（島嶼部を除く）とする。

### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日、日曜日、祝日 8月13日～8月15日、12月30日～1月3日
営業時間	8時30分～17時30分
営業時間外 (緊急連絡先)	転送電話（089-908-7321に電話をかけて いただくと、担当者に繋がります。）

#### 4. 職員の体制

- (1) 当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	業務内容
管理者	1名（兼務）	管理業務
介護支援専門員	1名以上	居宅介護支援
合計	1名以上	

- (2) 職員の業務内容

##### 管理者

介護支援専門員等の職員の管理、また居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業員に、介護保険法で定められた指定居宅介護支援の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。

##### 介護支援専門員

要支援状態もしくは要介護状態にあるご利用者およびそのご家族のご相談を受け、ご利用者とその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また必要に応じて施設サービスをご利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行います。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

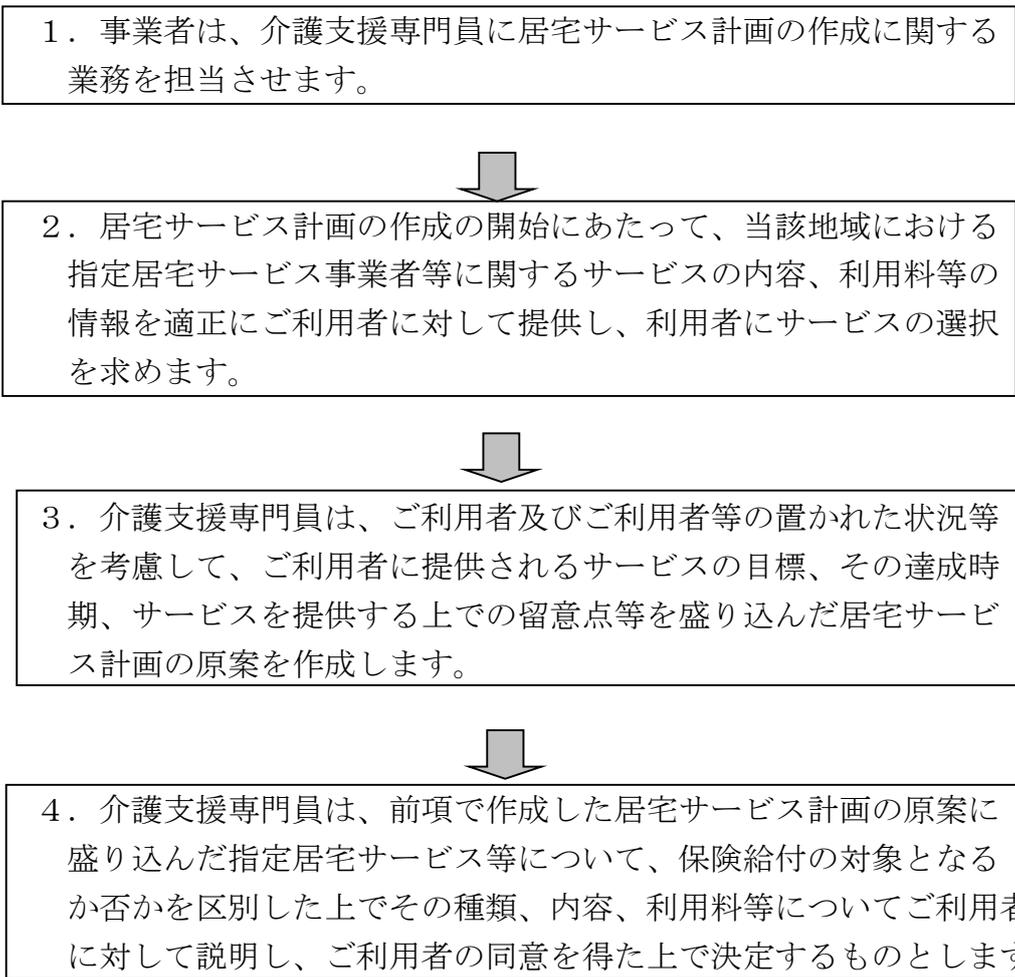
- (1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

##### ① 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



- ② ご利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求める事や、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選択理由の説明を求めることが可能であること等につき、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うと共に、それを理解したことについてご利用者から署名を得ます。
- ③ 前6カ月に作成された居宅サービス計画位置付けられた、訪問介護・(地域密着型)通所介護・福祉用具貸与ごとの回数のうち、同一の事業所によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)について、ご希望があれば書面で説明いたします。

#### <居宅サービス計画作成後の便宜の供与>

- ・ ご利用者、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

#### <居宅サービス計画の変更>

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### <介護保険施設への紹介>

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または、ご利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料の全額を一旦お支払いいただくこととなります。

#### <居宅介護支援費>

ケアマネージャー1人当たりの取り扱い件数（担当件数）で算定します。

##### 居宅介護支援費 I

① 居宅介護支援費 i (介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合)

要介護 1・2 10,860 円      要介護 3・4・5 14,110 円

② 居宅介護支援費 ii (介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合)

要介護 1・2 5,440 円      要介護 3・4・5 7,040 円

③ 居宅介護支援費 iii (介護支援専門員取扱件数 60 件以上の場合)

要介護 1・2 3,260 円      要介護 3・4・5 4,220 円

#### <初回加算>

新規や要支援者が要介護認定を受けた時に、居宅サービス計画を策定した場合及び、要介護状態区分の2段階以上変更認定を受けた場合に算定します。

初回月に1回 3,000円

#### <入院時情報連携加算>

病院または診療所に入院するご利用者につき、当該病院または診療所の職員に対して、利用に関する必要な情報を提供した場合に算定します。

入院時情報連携加算Ⅰ 2,500円/月

(入院当日に必要な情報提供を行った場合)

入院時情報連携加算Ⅱ 1,000円/月

(入院した日の翌日、翌々日に必要な情報提供を行った場合)

#### (2) 交通費

通常の事業実施地域(松山市・今治市菊間町(島嶼部を除く))以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、原則として自家用車を利用することとし、燃料費として通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルにつき50円をいただきます。交通機関等を利用する場合は、事前にご利用者と協議して交通機関の種類及びルートについて合意の上、それに要する交通費を算出しそれと同額の支払いをいただきます。

## 6. サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

#### (2) サービスの終了

##### ①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

##### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

事業の廃止など、やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

##### ③自動終了の場合

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ご利用者の方がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

- ・ご利用者の方やご家族が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただきます。
- ・ご利用者の要介護認定区分が、要支援1もしくは要支援2となった場合は「予防給付」となりますので、当事業所での居宅サービス計画作成ができない場合があります。その場合は、地域包括センターに引き継ぐこととなります。

### 7. 事故発生時の対応について

- (1) サービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、ご利用者のご家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をとります。また、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

### 8. プライバシーの保護

- (1) 当事業所は、サービスを提供する際に、知り得たご利用者およびそのご家族に関する情報を正当な理由なく、第三者には洩らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 当事業所は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。
- (3) 当事業所は、ご利用者のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該ご家族の個人情報を用いません。
- (4) 当事業所は、ご利用者本人の求めに応じて、個人の情報の開示を行います。ただし、止むを得ない事由によりご利用者本人以外が求める場合は、ご本人の同意書をもって対応いたします。

### 9. ハラスメント対策について

- ・事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。
- ・ご利用者様、ご家族様または身元保証人等からの事業者や職員、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

## 10. 身体拘束について

- ・ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

## 11. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図っています
- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ・職員に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

## 12. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

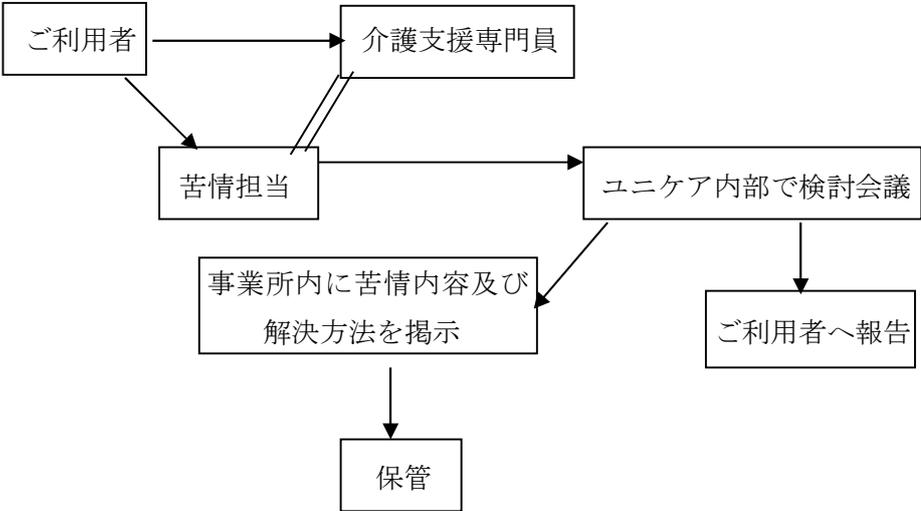
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備しています。
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	管理者／介護支援専門員・田村やよい
--------------	-------------------

サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

### 1 3. 苦情の受付について

#### (1) 苦情の受付

措 置 の 概 要	
1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置	
当事業所のご利用者相談・苦情窓口	
担当者名	: 田村 やよい
電話番号	: 089-908-7321
営業日	: 月曜から金曜日まで (祝祭日 8月13日～15日 12月30日～1月3日を除く)
営業時間	: 8時30分～17時30分
2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順	
	
3. 上記の内容を苦情解決結果報告書に記録し、完結の日から2年間苦情対応ファイルに保管する。	

(2)サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

**【行政機関その他苦情受付機関】**

●松山市役所 指導監査課

所在地 愛媛県松山市二番町4丁目7-2 8:30～17:15 (平日)

電話番号 089-948-6968 FAX番号 089-934-1763

●今治市役所 高齢介護課

所在地 愛媛県今治市別宮町1丁目4-1

電話番号 0898-36-1526 FAX番号 0898-34-5077 (平日)

●愛媛県国民健康保険団体連合会

所在地 愛媛県松山市高岡町101-1 8:30～17:15 (平日)

電話番号 089-968-8700 FAX番号 089-965-3800

●愛媛県福祉協議会サービス運営適正化委員会

所在地 愛媛県松山市持田町3丁目8-15

9:00～12:00/13:00～16:30 (平日)

電話番号 089-998-3477 FAX番号 089-921-8939

附則：この要綱は、R6年4月1日より施行する。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 アトラス青葉

説明者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_

上記家族住所 \_\_\_\_\_

上記家族氏名 \_\_\_\_\_